

# 三郷町教育委員会 障がい者活躍推進計画

令和2年12月 三郷町教育委員会

## I 計画の概要

### 1. 策定趣旨

令和元年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」の一部改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、同法第7条の3第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取り組みに関する計画（＝「障がい者活躍推進計画」）を策定することとされました。

このことから、本町教育委員会の障がい者の活躍に寄与する体制等の整備を行うため、「三郷町教育委員会 障がい者活躍推進計画」を策定しましたので、これを公表します。

### 2. 機関名及び任命権者

機関名	任命権者
三郷町教育委員会	三郷町教育委員会

### 3. 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

### 4. 三郷町教育委員会における障がい者雇用に関する課題

三郷町教育委員会では、会計年度任用職員を除き、独自の職員募集・採用等は行っておらず、職員の大部分が三郷町（町長部局）からの出向職員で構成されていますが、会計年度任用職員については、状況に応じて障がい者の採用に取り組む必要があります。

また、障がいのある職員が、その能力を最大限発揮し、いきいきと活躍できる働きやすい職場づくりを積極的に推進していくことが求められます。

## II 目標

### 1. 採用に関する目標

#### ①実雇用率

三郷町教育委員会職員を含めた三郷町全体として、計画期間中における各年6月1日時点の法定雇用率を達成します。

※令和2年6月1日時点の法定雇用率＝2.54%

#### ②評価方法

毎年の障がい者任免状況通報により把握し、進捗管理を行います。

### 2. 定着に関する目標

#### ①目標

不本意な離職者を極力生じさせない取り組みを実施します。

#### ②評価方法

毎年の障がい者任免状況通報と同時期に、人事記録に基づき、対象職員の定着状況の把握・管理を行います。

## III 障がい者の活躍推進に向けた取り組み

### 1. 障がい者の活躍を推進する体制整備

①「障害者雇用促進法」第78条の規定に基づき、障がい者雇用推進者として教育総務課長を選任し、取り組みを推進します。

②組織内の人的サポート体制を整備するとともに、町長部局の人事給与担当や組織外の関係機関との連携体制の構築、役割分担及び各種相談先の整理を行います。

③障がいや合理的配慮などに関する理解促進・啓発のための職員研修を町長部局と連携して、必要に応じて実施します。

## 2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ①必要に応じて課内面談等を実施し、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、検討を行います。

## 3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ①障がいのある職員からの要望を踏まえつつ、継続的に必要な措置（合理的配慮）を講じます。なお、措置を講じるにあたっては、要望を踏まえつつも、過重な負担とならないよう、適切に実施します。
- ②時間単位での年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進します。
- ③課内面談等を通じて、障がいのある職員の状況把握・体調配慮を行います。

## 4. その他

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。

また、教育委員会職員だけにとどまることなく、SDGsの理念である「誰一人取り残さないまち」の実現のため、障がい者がいきいきと活躍できるまちづくりを推進するとともに、町と連携して重層的に事業を進めてまいります。